

## 1. 車検証住所と現住所が異なる場合

個人の場合、連続性の確認の為、住民票(除票)、戸籍の附表のいずれかをご用意ください。

法人の場合、登記簿謄本等をご用意ください。

(発行日より3か月以内の物をご用意ください。車検証の住所から印鑑証明書の住所までを繋げてください。)

※個人番号(マイナンバー)が記載された住民票等は収受できません。

記載のないものをご用意ください。

## 2. 車検証の使用者名が現在と異なる場合

同一性の確認の為、個人の場合、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)をご用意ください。

法人の場合、登記簿謄本をご用意ください。

(発行日より3か月以内の物をご用意ください。車検証の住所から印鑑証明書の住所までを繋げてください。)

## 3. 車検証の使用者様がお亡くなりになっている場合

使用者様の死亡事実及び相続権利者の確認の為、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)をご用意ください。

また、代表相続人の方は印鑑証明書と委任状、他の相続人の方は印鑑証明書をご用意ください。

遺産分割協議書に相続人全員の署名と実印による押印が必要です。車検証の住所と相続人の住所が異なる場合、相続人の方のいずれかお一人の戸籍の附表や住民票等で住所の連続性の確認をさせていただきます。(詳しくはお問い合わせください)

なお、相続が発生している書類出しは、必ず遺産分割協議書の作成をお願いしております。

※遺産分割協議成立申立書(代表相続者の署名捺印のみで遺産分割協議の完了の申し立てを行う書面)をご提出いただいても弊社書類の発行は致しかねます。ご了承ください。

## 4. 使用者である法人が閉鎖等している場合

使用者が法人であり、その印鑑証明書等の必要書類が閉鎖等の原因で取得できない場合、その閉鎖の状況(解散、破産等)により必要書類が変わる為、弊社へお問い合わせください。

※上記以外の確認書類が必要な場合は、弊社所有権解除センターへお問い合わせください。

※上記1~4に該当しない場合は、所有権解除センターへお問い合わせください。